

令和5年度 高島第六小学校 P T A 活動報告

総会資料

	役員会	学年学級委員会 (選考委員会兼務)	校内委員会	校外委員会	ふれあいマーケット 委員会
4 月	・高六小入学式 ・G.K発足式 ・各委員会正副委員長選出 ・副会長研修会	・前年度委員との引継 ・給食試食会事前打合せ			
5 月	・PTA総会資料作成 ・小P連総会 ・コミュニティースクール委員会 ・小P連総会 ・志村B地区情報交換会 ・P連会長会 ・ICS委員会 ・運営委員会	・G.K作業開始 ・給食試食会申込書配布 ・学年学級活動アンケート作成・配布 ・係決め集計・振分け ・運営委員会参加	・前年度委員との引継ぎ ・運営委員会参加	・前年度委員との引継ぎ ・運営委員会参加	・前年度委員との引継ぎ ・運営委員会参加
6 月	・PTA総会開催 ・PTA会費及び保険料 集金・集計 ・P連会長会 ・学校運営連絡協議会 ・志村B地区情報交換会 ・運営委員会	・G.K ・給食試食会実施 (受付・集金・配膳・片付・アンケート回収など) 当日欠席者へ集金の手紙 配布	・土曜プラン受付 ・土曜プランアンケート作成・回収・ 集計・割振り決定	・委員へ係決めアンケート配布	・ふれマ開催日決定 ・内容企画書作成
7 月	・ICS委員会 ・町会夏祭り準備	・G.K	・土曜プラン受付 ・希望時間アンケート作成・割振り	・係決めアンケート回収 ・係決め ・第1回防犯パトロール	・ふれマでのゲーム内容及び 役割決め(正副委員長にて)
8 月	・町会夏祭り出店			・夏祭りお手伝い(全員)	・ふれマでのゲーム内容及び 役割決め(正副委員長にて)
9 月	・西台中運動会 ・志村B地区情報交換会 ・P連会長会	・G.K	・土曜プラン受付	・第2回防犯パトロール ・子供110番の設置訪問 (新規実績1件)	・ロクハム祭りへと名称変更 ・ゲーム・工作等の作成
10 月	・志村B地区情報交換会	・G.K	・土曜プラン受付 ・運動会手伝い	・第3回防犯パトロール	・備品借用書のリスト作成 ・体育館計測、備品、看板作成 1人1役、学年学級振分決定、 景品買い出し
11 月	・ロクハム祭り開催 ・コミュニティースクール ・志村B地区情報交換会 ・P連会長会 ・ICS委員会	・ロクハム祭り片付け		・第4回防犯パトロール	・備品借用書のリスト作成 ・体育館計測、備品、看板作成 1人1役、学年学級振分決定、 景品買い出し ・ロクハム祭り開催
12 月	・学校防災連絡会 ・ダンスレッスン開催		・土曜プラン受付	・第5回防犯パトロール	
1 月	・ICS委員会		・土曜プラン受付		
2 月	・高島平1丁目町会 餅つき大会手伝い ・ふれあいボウリングお手伝い ・コミュニティースクール ・ICS委員会 ・運営委員会	・学校保健委員会出席 ・運営委員会参加	・土曜プラン受付 ・運営委員会参加	・餅つき大会手伝い ・運営委員会参加	・運営委員会参加
3 月	・PTA総会開催 ・小P連会長会出席 ・志村B地区新旧合同役員会 ・高六小卒業式出席 ・あいキッズ説明会出席				
通 年	・役員会 ・G.K参加 ・小P連関連活動 ・お手伝い係の統括	・G.K取りまとめ	・各種受付	・緊急パトロール要請対応	

令和6年度 高島第六小学校 P T A 活動計画（案）

総会資料

	役員会	ボランティア	校内校外委員会	グリーンキーパー委員会	ふれあいマーケット委員会
4月	・高六小入学式出席 ・総会資料作成 ・副会長研修会			・G.K発足式	
5月	・PTA総会開催 ・給食試食会 ・青健高島平地区総会 ・小P連総会 ・高1町会総会 ・身近な教育委員会	・給食試食会 ・参観日受付	・給食試食会	・G.K作業開始	ふれあいマーケット企画検討開始
6月	・会費の集金集計 ・P連会長会出席 ・学校運営連絡協議会	・参観日受付	・自転車防犯プリント配布	・G.K	ふれあいマーケット準備
7月	・高1町会盆踊り出店準備 ・十二校会歓送迎会	・ラジオ体操		・G.K	ふれあいマーケット準備
8月	・高1町会盆踊り出店 ・衛生講習会出席	・高1町会盆踊り			ふれあいマーケット準備
9月	(・西台中運動会出席)			・G.K	ふれあいマーケット準備
10月	・運動会お手伝い ・セーフティ教室参加 ・志村B地区情報交換会	・運動会 (・高島平祭り) ・参観日受付	・P連合同防犯パトロール		ふれあいマーケット準備
11月	・学校運営連絡協議会 ・次年度役員選出アンケート ・ふれあいマーケット運営	・音楽発表会受付 ・ふれあいマーケット	・こども110番プリント		・ふれあいマーケット開催
12月	・学校防災連絡会出席	・参観日受付 (・町会クリスマスイベント)			・引継ぎ資料作成
1月	・高1町会新年交流会 ・高1町会餅つき打合せ	・参観日受付			
2月	・学校保健委員会出席 ・高1町会餅つき大会 ・学校運営連絡協議会 ・ファミリーコンサートお手伝い	・高1町会餅つき大会 ・参観日受付			
3月	・PTA総会開催 ・小P連会長会出席 ・志村B地区新旧合同役員会 ・西台中卒業式出席 ・高六小卒業式出席 ・あいキッズ説明会出席	・卒業式お手伝い 4月 ・入学式お手伝い			
通年	運営委員会				
	・役員会 ・小P連関連活動 ・ボランティアの統括 ・寺子屋的イベント企画運営 ・コミュニティースクール委員会	・防犯パトロール実施 (時期未定) ・ふれあいマーケット準備手伝い(適宜)	・ボランティア取りまとめ ・緊急パトロール要請対応	・G.K取りまとめ	

新型コロナ感染症の影響により、活動計画は大きく変更される場合がございます。

令和6年度 PTA会則の一部変更（案）に関する承認

PTA本部では、保護者のみなさまに実施したアンケート結果等を踏まえ、PTAの在り方について、学校等と相談しながら検討を進めております。令和6年度は1年限りの臨時委員会として「改革委員会」を設置するほか、試行的に以下のような形で運営いたします。令和7年度以降については、令和6年度の試行の状況を踏まえて検討いたします。

○委員会の統合・スリム化（委員の人数を減らす）

令和6年度は以下の委員会で活動します

- ・校内委員会、校外委員会→校内外員会（統合）
- ・学年学級委員会→グリーンキーパー委員会（GK活動に特化）
- ・ふれあいマーケット委員会（これまでと同じ）

○令和6年度は委員長・副委員長を選出しない（ふれあいマーケットを除く）

○一人一役の募集停止、ボランティア制導入

会則の変更点は、以下のとおりです。

- ① PTAが任意加入であることを会則上明確化する（第5条）
- ② 会費の規定の見直し（第6条）
 - ※ 令和6年度から会費を引落しにすることに伴う変更
- ③ 本部役員の人数の規定削除（第7条）、補充規定の見直し（第9条）
 - ※ 本部役員体制について、柔軟な対応を可能とする
- ④ 委員選出人数の見直し（第13条）
 - ※ 児童数が減少傾向にあり、特に児童数の少ない学年では現行の各委員会5名ずつの選出が難しいことなどから、募集人数を減らす
- ⑤ 総会の規定の見直し（第18条）
 - ※ 社会情勢にかんがみ、対面開催だけでなく書面開催にも対応できるよう規定を改める。

PTA会則改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p>第5条 本会の会員は、高島第六小学校在籍児童の保護者及び本校に勤務する教職員のうち入会の意思表示を行った者とし、本校からの転出又は退会の意思表示をもって退会するものとする。</p> <p>第6条 本会の会員は、児童1人当たり年額1000円の会費を納めるものとする。<u>引落し等の手数料が発生する場合は、会員が負担する。</u>なお、PTA総合補償制度保険料は会費より支出する。教職員も同様とする。転出入生の場合の対応については別途細則に定める。</p> <p>第7条 本会に、次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長 (2) 副会長（保護者、副校長） (3) 書記（保護者、教職員1名） (4) 会計 (5) 会計監査 <p>第9条 役員の任期は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(3) 略 (4) 年度の途中で役員を補充する場合の補充者の任期は、<u>当該年度の残余期間</u>とする。 <p>第13条 各委員会の委員は、<u>臨時委員会を除き、各学年から複数名選出する。</u></p>	<p>第5条 本会の会員は、高島第六小学校在籍児童の保護者<u>全員</u>と本校に勤務する教職員とする。</p> <p>第6条 本会の会員は、児童1人当たり年額1000円の会費を納めるものとする。なお、PTA総合補償制度保険料は会費より支出する。教職員も同様とする。転出入生の場合の対応については別途細則に定める。</p> <p>第7条 本会に、次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長<u>1名</u> (2) 副会長<u>5名以内</u>（保護者<u>4名以内</u>、副校長） (3) 書記<u>4名以内</u>（保護者<u>3名以内</u>、教職員1名） (4) 会計<u>4名</u> (5) 会計監査<u>2名</u> <p>第9条 役員の任期は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(3) 略 (4) 役員に欠員を生じた場合は、<u>その必要数を補充する。</u>補充者の任期は、<u>前任者の残余期間</u>とする。 <p>第13条 各委員会の委員は、各学年より<u>各5名ずつ</u>選出する。</p>
改正案	現行
<p>第18条 総会は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本会の最高議決機関として、総会を開催する。総会の形式は、対面又は書面（電磁的方法を含む）によるもの 	<p>第18条 総会は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本会の最高議決機関として、総会を開催する。

<p><u>とする。</u></p> <p>(2) 総会は、全会員で構成され、会員の過半数（委任状又は議決権行使書の提出者を含む）をもって成立する。</p> <p>(3) 総会の議決は、出席者又は議決権行使書の過半数の同意をもって成立する。</p> <p>(4) • (5) 略</p>	<p>(2) 総会は、全会員で構成され、会員の過半数（委任状提出者を含む）をもって成立する。</p> <p>(3) 総会の議決は、出席者の過半数をもって成立する。</p> <p>(4) • (5) 略</p>
---	--